

長崎平和マラソン大会ロゴマーク等取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、長崎平和マラソン大会（以下「大会」という。）のシンボルマーク、ロゴタイプ、ロゴマーク（以下、「ロゴマーク等」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領においてロゴマーク等とは、別図に掲げるものをいう。

(権利の帰属)

第3条 ロゴマーク等の一切の権利は、長崎平和マラソン実行委員会（以下、「実行委員会」という。）に帰属する。

(使用申請)

第4条 ロゴマーク等を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、ロゴマーク等使用承認申請書（様式第1号）を長崎平和マラソン実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出し、その承認を得なければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、申請書の提出を省略できるものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する場合
- (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (3) その他、会長が適当と認めた場合

(使用承認)

第5条 会長は、前条の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、ロゴマーク等使用承認結果通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。ただし、次の各号いずれかに該当する場合は非承認とする。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがある場合
- (2) 大会の信用又は品位を害し、又は害するおそれがある場合
- (3) 自己の商標や意匠にするなど独占的に使用し、又は使用するおそれがある場合
- (4) 不当な利益を得るために使用し、又は使用するおそれがある場合
- (5) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがある場合
- (6) その他会長がロゴマーク等の使用について適当でないと認める場合

(承認内容の変更)

第6条 前条の規定により使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）で、その承認内容に変更が生じるときは、あらかじめロゴマーク等使用承認内容変更申請書（様式第3号）を会長に提出し、その承

認を受けなければならない。

- 2 会長は、前項の規定による変更申請書を受理したときは、その内容を審査し、ロゴマーク等使用承認内容変更承認結果通知書（様式第4号）により使用者に通知するものとする。

（遵守事項）

第7条 使用者は、この要領に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）別図に定めるロゴマーク等の形状や配色を著しく変更して使用しないこと。ただし、会長が認めたときはこの限りでない。
- （2）承認された内容以外で使用しないこと。
- （3）他の者に使用させないこと。

（使用承認の取り消し）

第8条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その使用承認を取り消すことができるものとする。

- （1）承認内容に虚偽の事実が発覚したとき。
- （2）第5条各号に該当するとき。
- （3）この要領の規定に違反したとき。

2 会長は、前項の規定により使用承認を取り消す場合は、ロゴマーク等使用承認（承認内容変更）取消通知書（様式第5号）により使用者に通知するものとする。

3 第1項の規定による使用承認の取り消しによって使用者に損害が生じても、実行委員会はその責めを負わないものとする。

4 第5条各号に規定する非承認又は第1項に規定する使用承認の取り消しによって、第三者に対する損害又は損失を与えたときは、実行委員会は損害賠償、損失補償その他法律上の一切の責めを負わない。

（使用料）

第9条 ロゴマーク等の使用料は、無料とする。

（使用期限）

第10条 ロゴマーク等の使用期間は、令和3年3月31日までとする。

（補足）

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

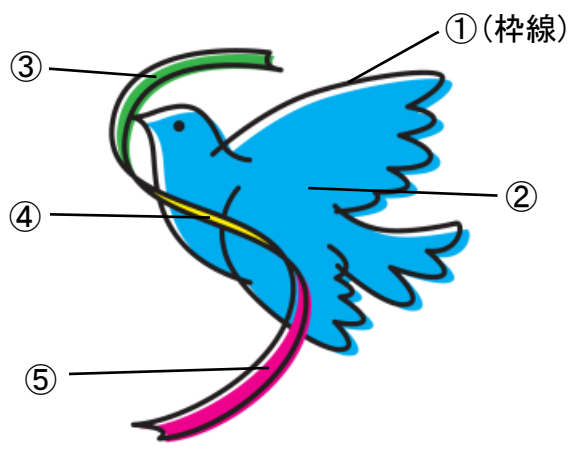
附則






この要領は、令和元年6月6日から施行する。

別図（第2条関係）

<p>シンボルマーク</p>	<p>カラーA</p>  <p>カラーB</p>  <p>モノクロ</p> 
<p>ロゴタイプ</p>	<p>和文</p> <p>長崎平和マラソン</p> <p>英文</p> <p>NAGASAKI PEACE MARATHON</p>
<p>ロゴマーク (組合せパターン例)</p>	<p>タイプA</p>  <p>タイプB</p>  <p>タイプC</p>  <p>タイプD</p> 

色指定（カラーの場合）



- ①  BL100%
- ②  C 100%
- ③  C 75%
Y 100%
- ④  Y 100%
- ⑤  M 100%